

取手市市民協働基本方針

～協働によるまちづくりを目指して～



平成 28 年 8 月

取 手 市

はじめに



少子高齢化の急激な進行や人口減少社会への転換、人間関係の希薄化などを背景として、地域の抱える課題はますます多様化・複雑化していくことが見込まれます。

このような状況においては、限られた行政の資源や地域で活動する団体単独の取組だけでは地域の抱える課題のすべてに対応することが難しく、多様な主体との協働や連携した取組の重要性が増しています。また、平成23年に発生した東日本大震災以降、自治会・町内会や自主防災組織など地域のつながりが、新しいまちづくりの原動力としても認められています。

本市では、平成28年3月に策定した「第六次取手市総合計画」の重要戦略のひとつとして、協働の担い手づくりを掲げました。都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるために、まちづくりの重要な手法である協働を一層推進していきます。

その1歩目として、学識経験者、団体関係者及び公募市民を委員とする「取手市市民協働基本方針策定委員会」を設置し、今後の協働・連携を推進する上での基本的な考え方として位置付けられる「取手市市民協働基本方針」を策定しました。

今後、取手市はこの基本方針に基づき、それぞれの特性や役割を活かした多様な主体による協働・連携の取組をより一層推進、促進することにより、新しい価値を生み出し、地域課題の解決を図ることを通じて、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

平成28年8月

取手市長 藤井 信吾

目次

第1章 基本方針策定の趣旨 ······	1
(1) 基本方針策定の目的 ······	1
(2) 基本方針の位置付け ······	2
第2章 市民協働の基本的な考え方 ······	3
(1) 市民協働の必要性 ······	3
(2) 市民協働の定義と主体 ······	4
(3) 市民協働の主な効果 ······	5
(4) 市民協働のための各主体の役割 ······	6
第3章 市民協働の進め方 ······	8
(1) 市民協働の基本原則 ······	8
(2) 市民協働の形態等 ······	9
(3) 市民協働の領域 ······	10
協働事業の取り組み例 ······	11
第4章 市民協働の推進体制及び環境の整備 ······	12
(1) 市民協働推進に向けた取組み ······	12
おわりに ······	14
資料編 ······	15
・取手市市民協働基本方針策定委員会設置要綱 ······	16
・取手市市民協働基本方針委員会名簿 ······	18
・取手市市民協働基本方針策定までの経過 ······	19

第1章 基本方針策定の趣旨

(1) 基本方針策定の目的

取手市においては、これまで自治会・町内会等やNPO法人などの市民活動団体の他、教育機関、事業者等により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われており、こうした自主的な活動はまちづくりに大きな役割を果たすとともに、行政との間でも様々な協働による取り組みが行われてきました。

しかしながら、協働についての定義や方向性が不明確なままに進められ、その効果や広がりは限定的な取り組みとなっていました。

今後、市民協働をさらに推進し、現在、抱えているさまざまな地域の課題を解決して「市民協働型市政」を推し進めるためには、市民と行政の協働をはじめとして、市民、自治会・町内会等の自治組織、NPO法人などの市民活動団体の他、教育機関、事業者、行政などによる様々な主体間の協働も重要となります。

市民としてまちづくりにどのように参画できるか、行政として協働のまちづくりをどのように進めていくか、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、より効果的に取り組むための基本的な考え方を明確にする必要があり、基本方針を策定するものです。なお、社会情勢の変化および市民協働の進展等に応じて、柔軟に見直しを行うものとします。



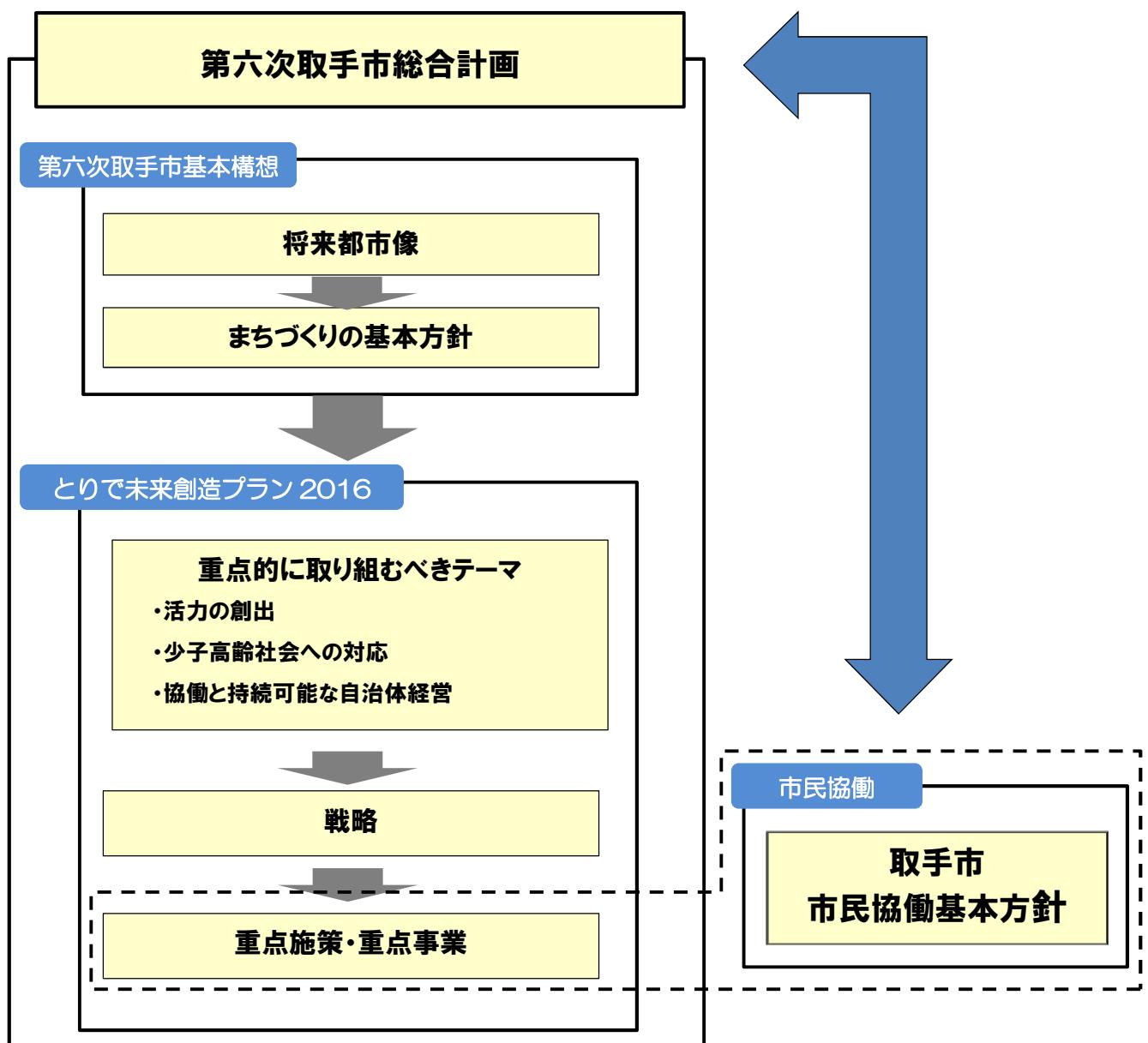
市の鳥フクロウ
「フクタロウ」

※本方針で表している「市民」とは、市民個人ばかりでなく、町内会・自治会などの地域活動団体、NPO法人・ボランティア団体など各種市民活動団体、事業者や教育機関を含んだ、取手市に暮らし、学び、働くなど全ての人たちを指します。

2) 基本方針の位置付け

第六次取手市総合計画では、基本構想における将来都市像の実現を図るため、「とりで未来創造プラン 2016」を総合計画の基本計画として策定し、今後、特に重点的に実施するべき3つの「テーマ」を掲げています。

本方針の策定はその3つのテーマの1つである「協働と持続可能な自治体経営」において重点事業に設定され、市民との協働によるまちづくりを進め、第六次取手市総合計画を効果的に実現するためのガイドラインとして、市民協働の分野における各種施策や事業等の取り組みの指針と位置付けられます。



第2章 市民協働の基本的な考え方

（1）市民協働の必要性

急速な少子高齢化と人口減少による地域活動の担い手の高齢化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます多様化・複雑化しています。

こうした状況においては、行政だけで地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共サービスを提供することが困難になってきており、市民と行政が役割分担の下に、それぞれの能力を発揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会等やNPO法人等の市民活動団体も活発に活動を行ってきましたが、単独で対応が難しい場面も生じており、複数の主体がそれぞれの得意分野を活かしつつ、連携して取り組むことも必要になっています。

本市では、都市化や核家族化などにより自治会・町内会等加入率が減少傾向にあるものの、依然7割に近い世帯が加入し、各地区の市政協力員を中心に地域住民の交流と連携を促すレクリエーションなどの親睦活動のほか、防災・防犯など様々な分野で活発な地域活動が行われています。

また、福祉分野をはじめ、環境・スポーツやまちづくりなどの様々な分野を活動範囲とするNPO法人や市民活動団体により多様な活動が展開されています。

これらの特徴は、まちづくりの強みとなるものであり、地域の賑わいを創出し、更なるまちの発展につながることはもちろん、人と人のつながりによるネットワークを活用した防災・防犯にも強い地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があると言えます。

本市においても、第六次取手市総合計画の将来都市像を実現し、住み良いまちにしていくために、市民、自治会・町内会等の自治組織、NPO法人などの市民活動団体の他、教育機関、事業者等、地域に関わる全ての人々と本市がこれまで以上に連携を深めながら、それぞれの役割の下、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

これまで主に行政が公共サービスの提供や地域課題を解決する役割を担っていましたが、これからは様々な主体がそれぞれの役割分担の下、連携して協働を推進していくことが、重要となっています。

(2) 市民協働の定義と主体

市民協働を効果的に推進するためには、協働に取り組む主体が協働の考え方について理解し共通の認識を持つことが重要です。

① 市民協働の定義

本市では、市民協働を次のように定義します。

あらゆる主体同士が、それぞれの特性を活かし、協力し合いながら、取手の魅力・活力を創造し、市民生活の向上のために取り組むこと。

② 協働の主体

協働のまちづくりを担う主体を次のように位置付けます。

- ① 市民
 - ・取手市に暮らし、学び、働くなど全ての人
- ② 地域活動団体
 - ・自治会、町内会等の地縁に基づき形成された組織
- ③ 市民活動団体
 - ・NPO 法人、ボランティア団体、各種任意団体等
- ④ 事業者（※1）
 - ・企業、自営業者、商工会、農業協同組合、金融機関、各種法人、事業者団体等
- ⑤ 教育機関
 - ・小中学校、高等学校、専門学校、大学等
- ⑥ 取手市

参考 ※1

取手市社会福祉協議会、取手市シルバー人材センター、取手市社会福祉事業団、取手市健康福祉医療事業団、取手市文化事業団、取手市農業公社等は事業者に含まれます。

(3) 市民協働の主な効果

市民協働を推進することにより、地域活動の活発化や市民の意識向上をもたらし、地域力の向上などが期待できます。また各主体が、互いの特性や得意分野を生かし連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

① 市民

地域の課題に主体的に取り組むことにより、市民参加意識の高まりや地域コミュニティの発展にもつながります。また、まちづくりに自ら携わることで、新たな人との出会いが生まれ、仲間づくりや生きがいづくりの機運が高まります。

② 地域活動団体

自治意識が高まることで、地域のつながりを深め、活動の場も広がり、地域活動の活性化が図られます。また、それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開における機会の増大が期待できます。

③ 市民活動団体

地域課題に対して様々な主体と一緒に取り組み、解決していくことで活動に対する市民の認知、理解を深めることができます。また、団体同士のネットワークが構築され、活動の活性化が期待できます。

④ 事業者

地域や市民との結びつきが強まることで、地域ニーズの把握や新たなサービス提供の機会につながります。また、事業者が持つ情報・技術や人材などを提供することで、企業イメージの向上や市場開拓・拡大の効果が期待できます。

⑤ 教育機関

地域や市民との結びつきが強まることで、児童・生徒・学生等による地域活動などへの参加促進が図られ、地域による教育力向上が期待できます。また、様々な主体とのネットワークが形成され、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。

⑥ 取手市

多様化・複雑化する市民ニーズへ質の高いサービスの提供が可能となります。また、市民と一緒にして、地域課題の解決に取り組むことで、市民の豊かな発想や専門性を施策に反映することが可能になるとともに、異なる発想と行動力をもつ市民と相互理解が深まり、市民の立場にたった職員の意識の向上、改革が図られます。

(4) 市民協働のための各主体の役割

協働のまちづくりを効果的に推進するには、各主体及び市がそれぞれの役割を明確にし、理解することで、それぞれの持つ特性や専門性を十分に発揮することが重要です。

① 市民

「自分たちでできることは、自分たちで行う」というまちづくりの主役としての自覚により、自治会・町内会等に加入するなど地域活動や市民活動に積極的に参加し、主体的にまちづくりに関わることが期待されます。また、市民一人ひとりが持っている知識や能力を社会活動等を通じて活かすことが可能となります。

- 自治会・町内会など地域活動への参加
- 市民活動への参加、まちづくりに関する情報の収集 など

② 地域活動団体

地域における市民間の交流促進を図るとともに、地域の課題を市民同士が助け合い、解決していくなど市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。

- 市民間の交流
- 地域の課題解決への取り組み（自主防災・防犯組織） など

③ 市民活動団体

各団体が持っている専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することで、主体的にまちづくりに取り組むことが可能になるとともに、自らの活動内容を積極的に発信することで、市民に対して市民活動参加へのきっかけや市民活動の場の提供が期待されます。

- 活動の強化推進
- 活動の場の市民への提供 など

④ 事業者

地域社会を構成する一員として、専門的な技術や知識を活用した事業協力や人材や施設等の資源の提供など地域社会への貢献が期待されます。また、従業員のまちづくり活動やボランティア活動への参加に対する理解や環境整備に努めることが期待されます。

- 市民協働への理解
- 地域社会への貢献活動 など

⑤ 教育機関

地域社会を構成する一員として、学校・大学等が持つ豊富な資源を活かし、専門的知識の提供による連携や児童や生徒、学生による事業協力など地域社会への貢献が期待されます。

○市民協働への理解

○地域社会への貢献活動

⑥ 取手市

各主体間の連携強化を図るとともに、各主体において困難な課題の解決に努めます。また、市民協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境整備等に取り組み、積極的な情報提供により、市民協働によるまちづくりの推進に向けた意識の高揚を図ります。

○市民協働の啓発・推進

(協働意識の共有への取り組み、市民参加機会・広聴機能の充実、市民協働に向けた行政の推進体制整備、連携と役割分担によるまちづくり)

○市民活動の支援

(市民活動拠点の整備・運営支援、市民活動への財政的な支援、市民への情報提供の推進、人材・団体の育成) など



第3章 市民協働の進め方

(1) 市民協働の基本原則

市民協働を推進するうえで守るべきルールを定め、お互いが理解した上で進めることが重要です。協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を意識しながら、協働に取り組むことが求められます。

① 自主性・自立性・自律性尊重の原則

お互いの立場や特性を理解し合い、自主性を確保するとともに、それぞれが自立して活動していること、またその活動は市民によって自律的に行われていることを尊重し取り組んでいくことが大切です。

② 相互理解の原則

十分なコミュニケーションを図り、互いの長所や立場など特性について理解を深めるとともに、足りないところは助け合うなど、相互に補い合いながら信頼関係を築き取り組んでいくことが大切です。

③ 目的・目標共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的・目標の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解し、認識することが大切です。

④ 対等関係の原則

お互いが相手をまちづくりの主体と認識し、対等(※2)な協力関係であることが重要です。上下の関係ではなく、横の関係にあることを、お互いが常に意識して取り組むことが大切です。

⑤ 情報の発信・共有の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働での取り組みや過程などに関する情報を積極的に発信することが必要です。

⑥ 自己変革の原則

協働することによって、互いの組織を刺激し合い、新たな気づきや振り返りから、これまでとは違った事業のあり方や役割を見い出し、自己変革することが大切です。

参考 ※2

対等とは、互いの能力や持っている資源（組織の規模・資金・権限等）が違っても意見や考え方方が尊重される状態を指します。

(2) 市民協働の形態等

協働には、さまざま形態があり、市民協働による事業の企画・立案や実施にあたっては、主体同士がそれぞれの特性を理解したうえで、個々の事業の目的や内容に応じ適切な協働の形態を選択する必要があります。

① 事業委託

各主体がもつ柔軟性や専門性などの特性を発揮し、効果的かつきめ細やかなサービスの提供を目的として、主に市が実施する事業を委託する形態です。

② 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、お互いがそれぞれの特性を生かすような役割分担を取り決め、協力して行う形態です。

③ 補助・助成

各主体が主導して行う公益性の高い事業に、市が市民等の自主性・自立性を促し事業効果を高める観点から資金的支援を行う形態です。

④ 共催

事業やイベント等において、お互いの特性を活かした役割分担により行い、各主体が共に主催者となって事業を行う形態です。

⑤ 後援・協賛

各主体が行う公共性・公益性な事業に対し、事業趣旨に賛同し、主催主体を支援する形態です。

⑥ 実行委員会・協議会等

市を含めた複数の主体が組織を作り、主催者として事業を行う形態です。企画段階から多くの主体が協働することで、規模の大きい事業が可能となります。

⑦ 企画立案への参画

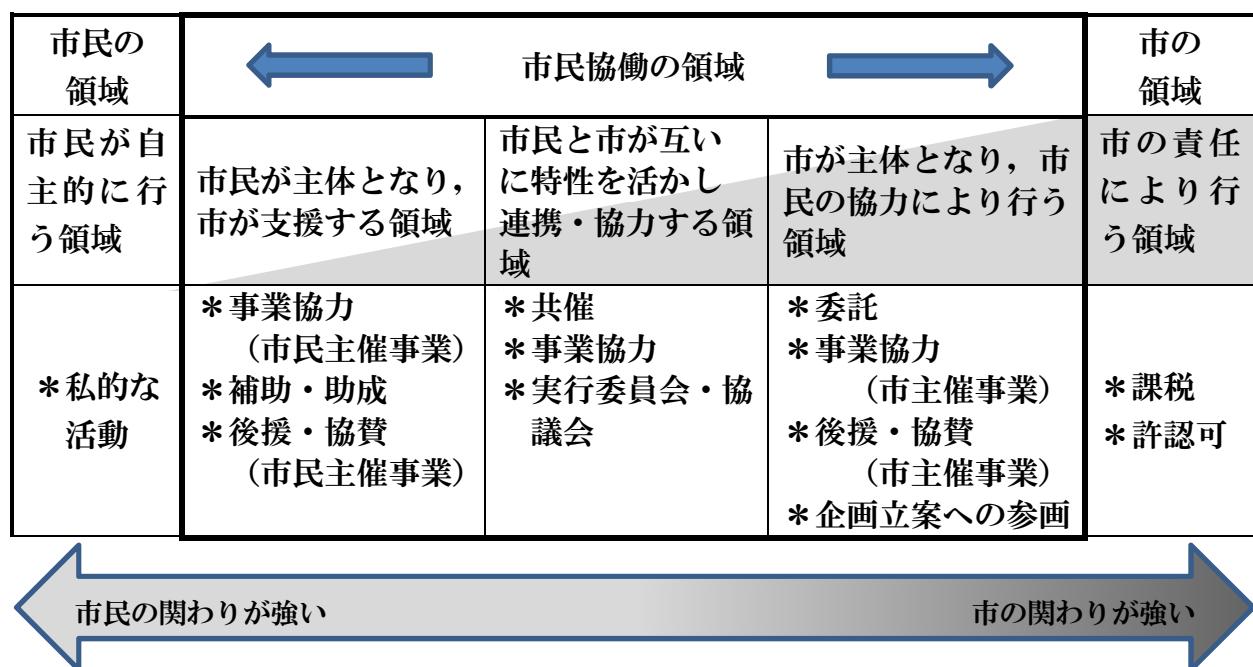
市民や各活動団体の代表者等がアイデアや意見を市の施策等に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

(3) 市民協働の領域

市民と市が担う領域には、明確にわけなければならない部分があります。

この領域には課税や許可などの行政行為のように、法的な権限のある行政が、責任を持って担う必要がある市の専門領域と市民の私的な活動など市民が自主的に行う専門領域があります。

本方針ではこのような市民と市の専門領域ではない、ともに連携して活動できる領域を市民協働の領域とします。



【協働事業の取り組み例】

壁画によるまちづくり



公募で集まった市民が、取手市壁画によるまちづくり実行委員会のアーティストや東京藝術大学の学生の指導のもと、壁画制作に参加しています。

ブックスタート



4か月児健康診査時にボランティアの協力で絵本を読み聞かせ、絵本1冊と推薦図書リスト、図書館利用案内等を配布し、絵本を介して親子がふれあえる機会を作っています。

スクールガード



子供たちの安全を守るため、登録したボランティアの方々が、小中学生の登下校の付き添いや見守り、巡回パトロールを行っています

健康づくり



自治会館や集会所で月に2回、介護予防サポーターの方々やチューブ体操指導者の会、取手市シルバーリハビリ体操指導士の会などのボランティアと協力して介護予防教室を実施しています。

小中学校との文化交流



音楽・美術の指導のために東京藝術大学の学生を小中学校に派遣しています。児童生徒の芸術性・感性の向上や情緒の健やかな発達を促し、特色のある学校教育を行うことを目的としています。

災害時応援協定



災害発生時に、迅速かつ的確な対応ができるよう、市内の事業者や関係機関等と協定を締結し、災害時には物資の提供や医療救護活動、情報伝達等の面で協力を受けられる体制を整えています。

第4章 市民協働の推進体制及び環境の整備

(1) 市民協働推進に向けた取組み

本方針に実効性を持たせ、本市の「協働によるまちづくり」を着実に推進していくためには、その基盤となる様々な条件や環境を整えていく必要があります。ここでは、そのための必要な取り組みについて示しています。

① 市民の協働に対する意識の醸成

より多くの市民が協働についての理解を深め、関心を持ち、積極的に参加できるようになるための学習機会の充実を図るとともに、広報紙やホームページ・SNS等を活用した意識啓発を促進し、情報提供に努め、市民の協働意識の醸成に取組みます。

② 市民活動への人材育成

協働のまちづくりを推進していく上で、最も重要なのは人材です。そのため、協働に係る講演会や研修会等の開催により、地域・次世代リーダー等の育成を図るとともに、地域リーダー同士の協力体制の整備を行います。

また、市民活動団体等が、活動についての知識やノウハウを学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりや活動のきっかけづくりを進めます。

③ 市民活動拠点の有効活用

現在、市民活動の拠点として、市民活動支援センター及び福祉交流センターがあり、情報収集の場、市民活動推進の場、交流の場としての3つの機能を備えています。これらの施設では、市民活動などの公益的な活動を行なっている方を対象に、市民活動に必要な機器（コピー機、印刷機など）を提供しているほか、団体活動のアドバイスや活動広報などのサポートを行なっていますが、市民協働を一層推進していくためには、その強化が必要となります。

今後、更なる市民活動を促進するため、サービスの充実を図るとともに、市民協働の推進のための場として公共施設等の更なる有効活用について、検討を進めます。

④ 地域コミュニティの強化

本市では、各地域で自治会・町内会等が組織されており、市政協力員とともに、地域住民の交流と連携を促す親睦活動のほか、防災・防犯など様々な分野で活発な地域活動が行なわれています。今後も継続して、これらの活動を通じた地域コミュニティの強化に努め、協働による地域づくりを進めます。

⑤ 推進体制の整備

市民協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないようにしなければなりません。このため、各部署で行っている協働の取り組みや成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映するなど、全庁的な協働の推進に資する組織的な仕組みについて検討を進めます。

また、市民協働担当課は、市民等からの市民協働に関する相談等の窓口機能を果たし、庁内の協働に関するコーディネーター（調整役）及びファシリテーター（先導役）としての役割を担います。

⑥ 職員の意識改革・人材育成

職員研修については、職員一人一人が市民協働の意義や必要性を十分に理解し、積極的に協働を推進できるように実施しているところです。今後も市民協働の必要性を市全体の共通認識とするべく全職員を対象とした研修を継続して実施します。

⑦ 市民活動を支援する環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための資金的基盤の強化に向けた支援を行うことも必要となります。

現在は、市民活動団体等が企画・提案する公益的な事業を支援するための市民提案型の一般公募補助金制度を実施しています。今後は実施状況を踏まえ、制度の見直しを図り、地域課題を市民協働により効果的に解決できる新たな支援制度の検討を進めます。

おわりに

近年の地方分権の進展や急速な社会状況の変化に伴い、これまでのような公共的サービスのすべてを行政が担うことが難しくなってきています。

このような状況のなか、我々市民にとって住み良いまちにしていくためには、支援する又は支援されるといった一方的な関係や他者への依存ではなく、互いに支え合い、さまざまな主体による関係を構築し、市民と行政が適切な役割分担のもとに、地域課題の解決などに取り組んでいくことが重要となります。

取手市においても、第六次取手市総合計画におけるとりで未来創造プラン 2016 にて「協働によるまちづくり」を大きなテーマに掲げ、取り組むこととなりました。

協働によるまちづくりを進めていくうえで、その担い手は、これまで地域社会において重要な役割を担ってきた自治会・町内会等に加え、特定非営利活動法人をはじめとした公益的な活動を行っている法人等、事業者、教育機関、行政といった様々な主体であり、ひいては市民一人一人であります。

協働は一部の市民が参加すればよいのではなく、すべての市民に関係することであり、全ての人々が市民協働の当事者であるという意識を共有していかなければなりません。

このような観点から、市民協働基本方針策定委員会においては、協働によるまちづくりを推進していくうえで、市民と行政が協働に関する考え方や仕組み、手法などの理解を深め、共通の認識を持つことで地域活動が円滑に、実りあるものになることを願って策定するものです。

本方針が取手市における協働のまちづくりを進めていく一つの道しるべとなることを期待します。

市民協働基本方針策定委員会

資料編

取手市市民協働基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民との協働の在り方や方針に関し協議するため、取手市市民協働基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

（1）市民との協働の推進のための基本的な方針に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市民との協働に関し優れた識見を有する者

（2）取手市市政協力員連絡協議会の代表者

（3）社会福祉法人取手市社会福祉協議会の代表者

（4）取手市商工会の代表者

（5）取手市まちづくり懇談会の代表者

（6）取手市市民活動支援センターの登録団体の代表者

（7）公募による市民

（8）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事において議決をする必要がある場合にあっては、出席した委員の過半

数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

取手市市民協働基本方針策定委員会委員名簿

【任期：平成 27 年 10 月 16 日～平成 28 年 10 月 15 日】

(敬称略：五十音順)

氏名	性別	選出区分	備考
阿部 直樹	男	取手市まちづくり懇談会代表者	職務代理者
小林 一郎	男	取手市社会福祉協議会代表者	
櫻井 由子	女	公募市民	
武田 恵子	女	取手市商工会代表者	
塚本 昇	男	取手市市民活動支援センター登録団体代表者	委員長
廣木 麗子	女	取手市市民活動支援センター登録団体代表者	
前田 聰	男	学識経験者	※委員長
松井 秀子	女	市政協力員連絡協議会代表者	
結城 信一	男	公募市民	

※前田委員長は自己都合により平成 28 年 3 月をもって辞任

取手市市民協働基本方針策定までの経過

平成27年10月16日	第1回会議	委員委嘱 市民協働に関する意見交換
11月20日	第2回会議	基本方針案の審議 (構成や各項目内容)
12月18日	第3回会議	基本方針案の審議 (定義及び各項目内容)
平成28年1月22日	第4回会議	基本方針案の審議 (市民協働の推進体制及び環境の整備)
2月22日	第5回会議	基本方針素案の審議
3月18日	第6回会議	基本方針素案の審議
4月20日	第7回会議	基本方針（素案）の決定
5月31日	議会へパブリックコメント実施報告	
6月1日	広報掲載	
6月5日～7月5日	パブリックコメント手続きの実施（1ヶ月）	
7月26日	第8回会議	市へ最終報告
8月2日	議会へパブリックコメント結果概要報告	
8月15日	パブリックコメント結果公表(HP・広報)	
9月	公表(ホームページ・広報等)	



取手市市民協働基本方針

平成28年8月

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

メールアドレス s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課